

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 17 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 39 件 |
| 国民年金関係 | 13 件 |
| 厚生年金関係 | 26 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 44 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料は、A 区 B 地の飲食店の婿養子になった後、義母が義父母、私の妻、義理の叔父(義父の弟)の分と一緒に、飲食店組合の集金により納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 5 月に A 区 B 地の飲食店の婿養子になった際、申立人の義母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を飲食店組合の集金により、申立人の義父母、妻及び義理の叔父の分と一緒に納付したとしているところ、申立人の義父母、妻及び義理の叔父は、申立期間を含め、昭和 36 年 4 月からそれぞれ 60 歳になるまですべて国民年金保険料を納付していることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人とその妻は、義父母が申立期間において、申立人を含む 5 人分の保険料として、100 円札 5 枚を飲食店組合の集金人に納付していたことを目撃したとしており、その金額は、当時の保険料額と一致している。

さらに、申立人は義母が申立期間の保険料を納付する際の集金人との会話内容や集金方法を具体的に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、A市B納税組合を通じて両親とともに納付していた。申立期間①が未納、申立期間②が全額申請免除になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、同居の両親とともに、A市B納税組合を通じて納付したとしているところ、申立人は申立期間①及び②の前後の期間はすべて納付しており、当時、同居していた両親は、申立期間を含め、保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間①及び②が未納又は全額申請免除になっているのは不自然である。

また、申立人の父は申立期間を含む昭和40年から49年まで、申立人は昭和49年から平成10年まで同納税組合の役員をしており、同納税組合を通じて保険料を納付していた申立人が、申立期間の保険料を未納又は全額免除申請するのは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の当時、同居の両親とともに背広の仕立業を営んでおり、月収が6万円ほどあったことから、保険料を未納又は全額免除申請する事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、平成3年の春ころ、A市役所に過去の未納の保険料を4年分さかのぼって納付したいと申出たところ、2年分しかさかのぼれないと言われ、申立期間である過去2年分の保険料の納付書を送ってもらいB銀行C支店で納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市内の小学校に栄養士の臨時職員として勤務するため、国民年金に加入する必要があるとあり、平成3年の春ころ、今まで未加入だった国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人が平成3年8月から翌年9月まで勤務していたD小学校に当時勤務していた事務職員は、申立人が勤務を開始する前に厚生年金保険の加入手続をするため、申立人から国民年金手帳の提示を求め、その手帳を教育委員会に提出したとする証言をしており、また、社会保険庁の納付記録によれば、平成2年度の3年3月までの保険料は過年度に納付し、3年度の保険料は現年度に納付していることなどから、3年4月ころに国民年金に加入し、保険料を納付したことが推認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した際、過去の未納の保険料のうち4年分を納めたいと申し出たが、2年分しか納付できないことを聞き、父の銀行口座から20万円を下ろして2年分を納付したと具体的に記憶しており、平成3年4月の時点でさかのぼって納付することが可能な元年

4月から3年3月までの保険料額は19万6,800円となることから、申立人が記憶している納付金額とおおむね一致している。

しかし、申立期間の一部である平成元年1月から同年3月までについては、3年4月の時点では、時効により納付できない期間となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 7 月まで

社会保険庁に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間の保険料納付が確認できなかったとの回答を得たが、申立期間は特例納付で納めたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その長男が、昭和 54 年ころ、申立人の厚生年金保険受給手続を行いにいった際、申立人が国民年金に未加入であるが、特例納付制度を利用すれば申立人が 60 歳になるまでの期間について保険料をさかのぼって納付できることを知り、長男から特例納付することを強く勧められて、国民年金加入と特例納付による保険料納付を行ったとしており、そのことは長男及び長男の妻から同様の証言が得られており、基本的に信用できる。

また、申立人が特例納付の手続をした時期は第 3 回特例納付期間内である上、申立人がこのとき納付したとしている保険料額は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 51 年 7 月までの保険料をすべて納付した場合の額とおおむね一致しており、申立期間までさかのぼって納付したとの主張に不自然さはみられない。

さらに、実際に保険料納付を行った長男の妻は、A 市役所で納付書を発行してもらった後、B 銀行（現在の C 銀行）D 支店の申立人の口座から保険料相当額を引き出して納付手続をしたという具体的な記憶がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び37年11月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和37年11月から38年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、居住していたA県B市C町の町会長が自宅に集金に来ており、保険料を納付したものの、後で検収印を押すと言われ、そのままやむやとなっていた。保険料を間違いなく納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、在住していたA県B市C町の町会長が集金に来ていたため、町会長に納付したとしているところ、C町では、国民年金保険料の集金人制度があり、町会長が集金人を兼務していたとの事実も確認できることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した際、年金手帳への検認印を後で押すと言われたが、その後、押印されないままとなっていたとして、年金手帳の昭和41年度の欄には、4月から6月までの3か月分しか検認印がないものの、社会保険庁の納付記録では、41年度はすべて納付済となっており、当時の手帳検認が適切に行われていなかったことがうかがえ、申立人の主張には信憑性がある。

さらに、申立期間は、合計11か月と短期間であり、申立期間以外では、全額申請免除された9か月を除き、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から48年2月まで

申立期間については、A区役所から第3回特例納付の案内があり、納付書により11万4,000円くらいを納付した。1、2年くらいたって再度特例納付の案内があり、同じような納付書で昭和48年3月の1か月分を納付した。働いていなかったのを老後のことを考え、付加保険料も納付している。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所から第3回特例納付の案内があり、納付書により11万4,000円くらいを納付し、その後、1、2年くらいたって再度特例納付の案内があり、同じような納付書で昭和48年3月の1か月分を納付したとしているところ、申立人が所持している領収書から、再度特例納付した時期は昭和55年4月と確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付実施期間内であると考えられ、納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、昭和48年4月からは付加保険料を、54年1月からは前納で納付するなど、納付意識は高いものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳では資格取得日が昭和48年3月27日から45年9月18日に訂正されているが、オンライン記録及び納付状況リストでは資格取得日は48年3月27日のまま申立期間は未加入（無資格）とされており、記録管理の不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

昭和 37 年 12 月に夫と共に国民年金に加入したが、その後、夫婦二人とも未納期間があったので、54 年に夫の分と共に過去の未納期間の保険料を納付した。納付する際に 60 歳で加入期間が 25 年間となるよう計算して夫婦二人とも昭和 46 年 4 月から 54 年 3 月まで 8 年間分納付した。夫は納付済みであるのに、私の分だけ 1 年間未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 12 月に夫と共に国民年金に加入し、その後、夫婦二人とも未納期間があったので、国民年金加入期間が 25 年間となるよう計算して、昭和 54 年に 46 年 4 月から 54 年 3 月まで 8 年間分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が納付したとする時期は、第 3 回特例納付実施期間内であり、申立人の夫については、この期間の保険料を特例納付又は過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人が所持している領収証書から、申立人は、昭和 54 年 5 月及び同年 7 月に申立期間前の昭和 46 年 4 月から 50 年 12 月までの期間について特例納付していることが確認でき、申立期間の保険料を過年度納付しない特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降は未納期間が無く、60 歳以降も任意加入を行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和47年3月に兄が大学を卒業して、4月から働き始める時に厚生年金ではないので父親が兄の国民年金の加入手続をする時に、私も20歳を過ぎていたので同時に加入手続をし、保険料も納付してくれた。加入期間は、2年間でその後就職した。申立期間が、未加入期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月ごろ、申立人の父親が申立人の兄の国民年金加入手続をする時に申立人の国民年金の加入手続もしたとしているところ、その兄の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から47年6月ごろに払い出されていることが推定され、父親も同様の証言をしていることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立期間の国民年金保険料については、父親が申立人を含め同居していた家族4人分を納付していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の父親及び母親については、昭和36年に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を完納しており、兄の国民年金加入後の期間に未納はなく、加入手続前の期間についても特例納付や過年度で保険料を納付していることから、申立人の父親は、納付意識が高かったものと考えられ、申立人の国民年金保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から41年2月まで

昭和36年4月の国民年金保険料の納付記録はあるが、同年5月から41年2月までの58月間の納付記録が無い。保険料は、母が父の分を含め二人分の保険料を納付してきた。母の保険料が納付済みとなっているのに、父の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が家計の切盛りをし、夫婦二人分の保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の妻の保険料は納付済みであることから、妻は申立人の保険料も納付していたものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和36年3月24日に夫婦連番で払い出されている。国民年金保険料は、国民年金手帳が交付された翌月の4月の1か月分の保険料を納付し同年5月から未納となっているが、当時、A市では、四半期毎に3か月分の保険料を納付することとなっていることから、申立人の妻が四半期毎に3か月分の保険料を納付したと考えられ、申立人の1か月分のみの納付記録は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年3月まで
② 昭和53年7月から55年3月まで

私は、社会保険庁の年金記録問題を受け、自分の納付記録を照会したところ未納となっていた。私は、夫の分も含め国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録により昭和44年3月31日に払い出されており、申立人が申立期間中に国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、同期間中に加入手続を行ったにもかかわらず、国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、A市の被保険者名簿の国民年金印紙検認票の昭和45年度の12月から3月までは、検認印が押印されているにもかかわらず、申立人の国民年金手帳には検認印が押印されていないなど、記録管理が適正に行われていないことがうかがわれることから、昭和43年度についても保険料を納付していたものと推認できる。

なお、申立期間①の昭和43年12月分の国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金資格取得年月日が昭和44年1月1日と記載されていることから、納付したものと推認することは困難である。

2 申立期間②について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張し

ているが、保険料の額や保険料の納付状況等についての記憶が曖昧^{あいまい}となっている上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫の国民年金保険料についても未納となっている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 17 日から 35 年 2 月 25 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
(社団法人 B)
③ 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 11 日まで
(C 株式会社)

社会保険庁の記録では、A 株式会社、社団法人 B 及び C 株式会社（現在は、D 株式会社）に勤務していた期間は脱退手当金を受けた事になっているが、脱退手当金として請求してもいないしもらってもいない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら申立人が 5 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、約 2 年 5 か月と長期間である最初の被保険者期間を含め申立期間の前の 2 期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月18日から34年2月5日まで
私は友人に言われるまでA店で厚生年金保険に入っていることを全く知らなかった。厚生年金保険に関しては何の届出も受領もしていないのに社会保険庁の記録では脱退手当金が支給済みとなっているので納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和33年11月26日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和35年1月30日に支給決定されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月4日から33年7月10日まで
(A株式会社)
② 昭和33年8月9日から34年8月29日まで
(B株式会社)
③ 昭和36年4月1日から38年7月1日まで
(C株式会社D工場)
④ 昭和42年4月24日から46年6月30日まで
(E株式会社)

社会保険庁の記録では、昭和47年4月4日に脱退手当金を受領したことになるが、E株式会社を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたこともないし、手続きをした記憶もないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前6社のうち2社の一部期間については、その計算の基礎とはされておらず未請求となっており、そのうちの1社は、申立期間③と同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間④のE株式会社において、女性従業員38名のうち脱退手当金支給記録のあるものは、申立人を含め2名しかおらず、脱退手当金支給記録まで10か月経過していることから、事業主による代理請求は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年9月30日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係るA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和42年8月から43年7月までは4万2,000円、同年8月は5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から43年8月まで

私は、A株式会社（本社：C市）に入社し、同社D工場に勤務していたときに、E株式会社に出向したが、その出向した昭和42年9月から43年8月までの厚生年金被保険者期間が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間に係る昭和42年8月21日から43年9月30日までの期間については、社会保険庁が管理するA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人がE株式会社に出向した期間に係る42年8月21日から43年9月30日までの期間についてA株式会社B工場において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から昭和42年8月から43年7月までは4万2,000円、同年8月は5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成 19 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A における資格取得日に係る記録を同年 2 月 2 日に、資格喪失日に係る記録を同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 2 日から同年 6 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社 A の資格取得日が平成 19 年 6 月 1 日となっている旨の回答を得た。実際は、同年 2 月 2 日に入社しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立期間のうち平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 1 日までの期間については、申立人が株式会社 A に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 19 年 2 月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険

事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 19 年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 19 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人宛の出金伝票により、5 回に分けて支払われている給与仮払金から厚生年金保険の保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は既に全喪し、元事業主も所在不明であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 19 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとする有限会社Aは、社会保険事務所の記録では、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月16日から同年8月14日まで

申立期間について厚生年金保険の加入記録がないとされているが、当時は、有限会社Aに勤務し厚生年金保険にも加入していた。

厚生年金保険料の控除の事実が確認できる在職中の給与支払明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、有限会社Aに昭和50年8月13日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書から、8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、有限会社Aは、申立人の資格喪失日である昭和50年5月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日において同社で厚生年金保険の資格喪失をした者が7人おり、また、申立人及び元役員の証言から、申立期間当時も同社の従業員数が5人以上いたことが推認できることから、当時の厚生

年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していなかったと認められる。

埼玉厚生年金 事案559

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B部の資格喪失日に係る記録を昭和39年3月15日に、またC工場における資格取得日に係る記録を同年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月16日から同年4月1日まで

昭和38年5月18日から平成13年9月30日まで継続して、A株式会社に勤務した。昭和39年3月に同社B部からC工場に転勤したが、被保険者資格が継続されていない。退職を伴わない人事異動であるため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA株式会社の申立人に係る在籍期間証明書及び人事管理システムの記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年3月15日にB部からC工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C工場における昭和39年4月1日の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年6月までの期間、49年11月から同年12月までの期間、51年8月から58年11月までの期間及び59年12月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月から47年6月まで
② 昭和49年11月から同年12月まで
③ 昭和51年8月から58年11月まで
④ 昭和59年12月から60年6月まで

申立期間の保険料は、A区役所のB地にあった出張所で加入手続をし、当初はA区役所、後にC銀行D支店等で納付していたので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、E市在住の昭和61年5月1日にF社会保険事務所で払い出されており、その時点では申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間となっており、申立期間④は過年度納付により、さかのぼって納付する必要があるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が保持していた昭和57年分の源泉徴収票は、記載内容の判読が難しく、同票の社会保険料控除額欄に申立人が当時の社会保険料控除額を推定して書き込んでいるが、その金額に国民年金保険料が含まれるかどうか不明であり、それをもって国民年金保険料の納付を確認できるものではない。

また、それ以外に申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、

確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から42年10月まで
申立期間は、母親が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを聞いており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が体の弱かった自分の将来を心配して、20歳になった時期に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたはずであり、母親から直接、国民年金への加入及び保険料の納付について聞いたとしているが、母親は既に他界して証言が得られず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、同居していた妹は、申立人の申立期間と同様、20歳になった時期から就職までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月に任意加入した際に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できないこととなっており、別の手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、住み込みで勤務していたA区B地の理髪店で、集金に来ていたA区の職員に納付していた。当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、住み込みで勤務していた理髪店で、集金に来ていたA区の職員に納付したとしているが、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立人と同じ住所であることから勤務先の理髪店の親族及び同僚と推認される2名の被保険者は、ともに20歳となった資格取得日から昭和44年3月までの期間の保険料は未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年5月頃に払い出されており、この払出時期からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もみられない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 56 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫が小売店を経営していた時期、包装資材会社に勤務していた時期は、夫が配達先等の近くの金融機関で夫婦二人分の保険料を納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 52 年 6 月に結婚して、A 区に夫と共に小売店を開業して以来、夫が会社に勤務した後も、夫が配達や営業のかたわら、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の年金の加入時期が 58 年 10 月と推認され、申立期間の一部である 56 年 6 月以前は時効により納付が困難な期間となり、それ以外の期間はさかのぼって納付する必要があるが、申立人及び夫はさかのぼって納付したことは無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡もみられない。

また、申立人は、現在保持している年金手帳以外に別の年金手帳を保持したことはないとしているが、当該年金手帳には、当初の住所が昭和 56 年 1 月以降の住所となっていることから、申立人が国民年金に加入したのは少なくとも同時期以降となり、申立内容と相違している。

さらに、申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 63 年 9 月まで

昭和 63 年の夏に、A 市(現在は、B 市。以下同じ。)から国民年金保険料の納付督促が届き、同市で行われていた年金相談の際に国民年金の加入手続をし、過去の未納分の保険料約 14 万円をさかのぼって納付した。その際に、これで 20 歳から納めたことになったとの説明を職員から受けた。同年 7 月に銀行から 14 万円を引き出した預金通帳も持っており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年の夏に、A 市から国民年金保険料の納付督促が届き、同市で行われていた年金相談の際に国民年金の加入手続をし、過去の未納分の保険料として約 14 万円をさかのぼって納付し、その際に、これで 20 歳から納付したことになったとの説明を職員から受け、同年 7 月に銀行から 14 万円を引き出した預金通帳を持っているとしているが、平成 2 年 11 月に昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの国民年金過年度保険料として納付した金額が約 14 万円であることから、申立人は、これを申立期間の納付と誤認している可能性がうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 2 年 3 月の時点では、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から58年12月まで
昭和48年4月から58年12月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかったとの社会保険事務所からの回答をもらった。
申立期間については、父が国民年金の加入手続を行い、弟の分も含めて保険料を納付してきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立人の弟の分を含めて国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金の加入手続及び保険料納付に申立人は関与しておらず、かつ、申立人の父は既に他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その弟と連番で昭和61年3月ごろに払い出されたと推定できることから、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の弟は、申立人と同様、国民年金の資格取得時の昭和51年4月から58年12月までの期間が未納となっており、59年1月からの納付開始となっていることから、申立人のみが納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から58年3月まで

申立期間については、昭和54年8月1日にA区役所にて国民年金の加入手続を行ってから、59年7月にB市へ転居するまで国民年金保険料を納付していた記憶がある。したがって、当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年の夏ころ、勤務していた会社を退職し、C市からA区へ転居した際に、転入手続と同時に国民年金への加入手続を行い、会社で発行したオレンジ色の年金手帳に、国民年金手帳記号番号の記載をもらったので、当時から所持している年金手帳は1冊であったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、厚生年金手帳記号番号の記載が無く、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和58年5月30日ころと推定できるが、この時点において、申立期間の一部は時効により、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければ保険料を納付することはできないが、これが払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間中において国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとしているが、当該期間中の申立人の記憶が曖昧であり、また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いので、その納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間については、A区で薬局を開業していた両親と同居し、薬剤師として修業中であり、国民年金の加入手続をした後、国民年金保険料をまとめて納付した。納付したのは、両親か私かよく覚えていないが、確かに納付したと思うので、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は既に他界しており、申立人も申立期間の保険料を納付した時期、保険料額等の具体的記憶が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和39年5月1日にB自治体から発行されたもので、社会保険庁の納付記録がある39年4月以降については検認印が押されているが、申立期間については検認印が無く、さかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

さらに、当該国民年金手帳には、申立期間の昭和36年度から38年度の検認台紙が切り離され、それぞれ割印が押されているが、この割印は印紙検認できない台紙を切り離したときに押印されたもので、申立期間の保険料を納付したことを示す証明にはならないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

20歳になって母親が国民年金の加入手続きを行い、二人の姉の国民年金保険料と共に私の保険料も納付してくれていた。姉二人は国民年金に加入してから保険料は納付済みになっているのに、私だけ未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月ころ払い出されており、この払出時期からすると申立期間の一部は納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡はみられない。

さらに、申立人は申立期間当時、A区に居住していたが、申立人の二人の姉はB市（現在は、C市）に居住しており、国民年金保険料の納付先は異なっていること、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和48年5月に46年度及び47年度の保険料を時効いっぱいでも過年度納付していることなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

A 社会保険事務所に申立期間の国民年金納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとのことだった。私は、昭和 47 年に B 国から日本に来て、最初は B 国国籍のため国民年金に加入することができなかったが、57 年に法律改正により国民年金に加入することができることとなり、申立期間の保険料を納付したので未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和 57 年に法律改正により国民年金に加入し、国民年金保険料は C 市役所から送られてくる納付書により、毎月、近くの金融機関で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は 59 年 1 月頃と推定されることから、その時点で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとすれば過年度保険料となるが、申立人は過年度分の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、国民年金への加入時期や保険料納付についての記憶も曖昧であり、国民年金の加入状況等が不明である上、申立人が、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年2月までの期間及び48年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年2月まで
② 昭和48年8月から51年3月まで

申立期間①について、銀行を退職した際に無職の間は国民年金に加入し年金を継続しないと将来年金を受給できないと助言されたこともあり、無収入だったため保険料は父に出してもらい国民年金に加入し、保険料を納付していた。また、昭和46年から数年間は市役所からの通知が「A」となっていた。

申立期間②について、B市役所（現在は、C市。以下同じ。）で過去の保険料をまとめて納付できると言われ、離婚し老後の心配もあり当時は経済的に余裕もあったため、まとめて保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は親等からの助言によりB市役所において国民年金に加入し、父親から保険料を出してもらい納付書により保険料を自分で納めたとしているが、その加入時期、保険料額及び納付場所に係る記憶が曖昧で、その加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和56年5月ころに払い出されたと推認できるが、手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、かつ、別の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について「A」等の氏名により調査したが、該当するものは見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はB市役所で過去の国民年金保険料をま

とめて納付したとしているが、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 5 月ころに、時効となっていない 54 年 4 月からの保険料をまとめて納付したものと推認できることから、申立期間②については、既に時効により納付できなかったものと考えられる。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年2月から57年2月まで

昭和57年3月1日に任意加入手続を行ったことになっているが、この時期は出産と母の入院で忙しい時期だった。54年2月に会社を退職後すぐに加入手続をして、A市役所で付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和54年2月に会社を退職後、すぐに国民年金の任意加入手続をしたとしているが、加入手続の場所や時期等に関する具体的な説明が得られず、申立期間当時の保険料の納付時期について毎月から3か月と主張が変遷するなど、納付状況に係る記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は国民年金未加入期間であるため保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 60 年 1 月ごろ、自宅に集金に来た町内の女性に納めた。女性は、未亡人になったので保険料の集金の仕事を与えられたと言っていた。地元の農家の婦人だった気がする。申立期間について、未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納めたとしているが、申立人は、60 歳到達時である昭和 60 年 1 月 21 日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間当時の国民年金法では、60 歳以上の者が被保険者となることはできない。

また、昭和 60 年の国民年金法の改正により、61 年 4 月以降、60 歳以上 65 歳未満の者は任意加入被保険者となることができることになったため、申立人は、同年 4 月 25 日から 65 歳到達時まで任意加入しているものの、任意加入被保険者はさかのぼって資格を取得することができないため、申立期間は、制度上国民年金の被保険者となることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年5月19日から28年9月1日まで
(A株式会社)
②昭和31年4月1日から33年1月6日まで
(B工場)
③昭和33年12月25日から37年10月16日まで
(C株式会社)

夫と知り合う前に、私は子供を産めない体になっており、仕事をして年金を積み立て、老後は年金をもらわなければ生活が立ちゆかなくなると思い、どんな仕事でも続けて一生働こうと考えていた。A株式会社では、従妹が同じく勤めていて脱退手当金をもらったが、年金は25年かけないともらえないと知っていたので、脱退手当金を残してつなげるつもりであった。脱退手当金をいただけるといってもはねのけたはずである。B工場では、厚生年金保険に加入した記憶が無い。B工場で勤務した後、後に夫となる人がD地に転勤になったので、家を出てE地の弁当屋に住み込みで勤め、すぐにD地で旧姓のままで一緒に暮らしC株式会社に勤めた。C株式会社は、社長が会社の金を持って逃げたため倒産し、労働裁判となりその後労働組合が勝ったと聞いた。以上の理由で、脱退手当金の請求をするはずがないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、B工場では厚生年金保険に加入した記憶が無いとしているところ、厚生年金保険被保険者台帳によると、脱退手当金の支給決定前の昭和32年9月30日の時点でB工場の

記号番号がA株式会社の記号番号と重複整理されていることが確認できることから、両事業所に係る期間が脱退手当金の支給対象となったのは自然であると考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和33年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間③については、C株式会社を退職してから1年後の昭和38年10月9日に支給したとされているところ、同社に係る被保険者原票により支給日前の同年9月30日に結婚後の苗字に氏名変更が行われ、かつ申立人の生年月日が昭和5年11月19日から戸籍上の生年月日である昭和4年11月19日に訂正されていることが確認できる。

なお、同社の被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある女性同僚2名については、申立人と同様に同社退職後、氏名の変更と合わせて脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる。

また、申立人の同社での被保険者原票には、「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②から⑤について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成元年3月から3年2月まで
(有限会社A)
②昭和38年3月14日から39年8月1日まで
(株式会社B)
③昭和40年1月29日から42年1月21日まで
(C株式会社)
④昭和42年2月13日から同年4月7日まで
(D株式会社)
⑤昭和42年9月21日から44年1月20日まで
(E株式会社F工場)

申立期間①について、社会保険庁の記録では、平成元年2月21日から3年3月31日の間の厚生年金保険被保険者期間が無いが、平成元年3月から3年2月までAに勤務し、厚生年金、健康保険の保険料も控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②から⑤について、脱退手当金を受け取った記憶も無いし、社会保険事務所で手続きをした記憶も無いことから、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録により、平成2年1月24日から同年12月28日の間、有限会社Aに勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの事

実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人が勤務していたとする有限会社Aの商業登記簿は見当たらないうえ、厚生年金の適用事業所であったとする社会保険庁の記録も確認できない。

申立期間②から⑤については、申立人に係る被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立期間の脱退手当金支給日は昭和47年1月25日であるところ、申立人の氏名変更手続きが約2か月前の46年11月30日になされていることが申立人の厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿から確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②から⑤については、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 16 日まで
(A 食堂)
② 昭和 37 年 4 月 16 日から 40 年 12 月 30 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 41 年 4 月 13 日から 42 年 7 月 21 日まで
(C 株式会社)
④ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 9 月 16 日まで
(株式会社 D)

社会保険庁の記録では、申立期間はいずれも脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 2 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所で確認したところ、A株式会社で厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっているが、自分で脱退手当金を請求したことも脱退手当金を受け取ったこともないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の回答でも受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年8月23日から32年1月27日まで
社会保険事務所で確認したところ、A株式会社B工場で厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給されていることになっていた。退職時に退職金を受け取った記憶はあるが、自分で脱退手当金を請求したことはなく、脱退手当金を受け取ったという認識もないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所で昭和30年2月16日から37年8月27日に資格を喪失した女性32名を抽出し、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人も含め31名が資格喪失日の約8か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給年月日、支給金額など、支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月1日から39年1月1日まで
(A(株))
② 昭和39年1月6日から42年4月1日まで
(B(株))

社会保険庁の記録では、昭和42年6月22日に脱退手当金を受領したことになっているが、受領した記憶が無いので納得がいかない。また、退職時の給与明細書にも脱退手当金の額は書かれていないので、退職時には受け取っていないはずである。以上のことから厚生年金の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和42年6月22日に支給決定されており、脱退手当金の支給額も適正であるなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と厚生年金保険資格取得が同時期頃である女性被保険者について、任意に20人を抽出し支給状況を調査したところ、脱退手当金支給記録のある者が14名おり、いずれも厚生年金保険資格喪失日から1か月から7か月後に脱退手当金が支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない上、他に証言を得るものもない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで

A 土木出張所を退職後 B 市役所に行き、当時私の家の近所に住み、B 市役所にお勤めだった C さんから脱退手当金について説明をしてもらった。「脱退手当金はそのままにしておけば年金としてもらえますよ。大丈夫ですよ」と言われたので退職して老後になって年金としてもらえるならいいなと思った。

平成 14 年に D 社会保険事務所で厚生年金の加入期間を調べてもらった際に、脱退手当金が支給されていることを知った。私は脱退手当金の請求はしていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、B 市役所に申立人が主張する脱退手当金についての説明をしたとされる C 氏について照会したところ、在籍していないと回答しており、申立ての事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 11 月 12 日まで
昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 21 日まで、A 市所在の株式会社 B に勤務したが、厚生年金保険の資格取得日が 37 年 11 月 12 日となっている。採用日が 37 年 4 月 1 日であるから、厚生年金資格取得日も同日となるので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社 B に勤務していたと申し立てているが、株式会社 B は昭和 49 年 11 月に倒産し、関係資料を保有していないことから、当時の事業主も申立人が株式会社 B に勤務していたことを確認することはできないとしている。

一方、株式会社 B 元事務担当者も申立人が株式会社 B に勤務していた記憶は無いと供述しているが、元事務担当者がかつての社員に照会したところ、申立人が一時期、株式会社 B に勤務していた記憶があるとしており、このことから申立人が株式会社 B に勤務していたことがうかがわれる。

また、申立人は、当時の株式会社 B における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、同僚照会したものの、申立人のことを記憶している同僚は見られず、当該複数の同僚は、株式会社 B では入社後数か月経過後に厚生年金保険に加入させているとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 20 日から 20 年 2 月 1 日まで
昭和 17 年 6 月に A 村役場（現在は、B 市）から徴用令が届き、C 区（現在は、D 区）の E (株) F 工場へ連れられて行き、寮で寝起きをしながら 20 年 1 月まで戦車の部品などを製作した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務に至る経緯や勤務状況について、具体的に述べており、その内容から、申立期間中の勤務事実を推認されるほか、同僚の氏名を覚えていたことから申立期間に勤務していたことはうかがわれるものの、申立事業所は戦災により焼失したため、申立人が勤務していた事実を確認できる資料等は無く、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿でも申立人の氏名を確認することができない。

また、給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立期間当時の同僚は、既に死亡しており、証言を得ることができず、申立に係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、昭和 19 年 10 月 1 日から 27 年 12 月 23 日に A 農業協同組合（現在は、B 農業協同組合。以下同じ。）を退職するまで継続勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容等により、申立人が当時、C 村農會に就職してから A 農業協同組合を退職するまで継続勤務していたことはいかがわれる。しかしながら、申立人が当初に奉職の C 村農會については、社会保険事務所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者全員（4 名）が資格を喪失しており、その後、事業を引き継いだ A 農業協同組合が新規に厚生年金保険の適用事業所となった 23 年 9 月 1 日付で、当該被保険者全員のうち申立人を含む 3 名が同組合において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、A 農業協同組合に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 20 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、申立期間①についてはA株式会社、申立期間②についてはB株式会社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、従業員名簿及び事業主の証言により、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められるが、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間における申立人の記録が無く、整理番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、従業員名簿により、申立人は、入社日から 18 か月目に労災事故で休業し、昭和 39 年 7 月 1 日に職場復帰し、同日付で厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる上、同名簿に記載の申立人を除く 17 名については、厚生年金保険の資格をするまでに最短で 3 か月、最長で 20 か月を要しており、4 名については資格を取得しないまま退職している旨が記載されており、当該事業所においては、入社後直ぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、事業主及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、B株式会社に勤務していたことは推認されるが、社会保険事務所が保管する被保険者原票により、申立期間における申立人の記録が無く、健保証の番号も連番で払い出され欠番も無いことが確認できる。

また、事業主は、申立期間については見習い期間であったと回答しており、複数の元同僚も当時見習い期間があったと証言している。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 36 年 3 月まで
年金記録を照会したところ、A 製作所（現在は、株式会社 B。以下同じ。）の資格取得日が昭和 36 年 2 月 21 日に、資格喪失日が同年 3 月 20 日になっている旨の回答をもらった。しかし、当該事業所で切断した左手人差し指の爪先の治療には 6 か月以上を要しており、厚生年金保険加入期間が 1 か月ということはあると思わないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人が A 製作所に勤務していたことはうかがわれるが、社会保険事務所が保管する A 製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、当時は、入社後しばらくの間社会保険に加入させていなかった旨の同僚証言や、入社から 1 年半以上経過して厚生年金保険に加入することができたとの同僚証言があり、当該事業所においては、入社後直ぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料もない。

このほか、当時の事業主は既に死亡しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月26日から同年9月1日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社（当時は、B商会。以下同じ。）における厚生年金保険の資格喪失日が昭和36年1月26日となっていた。実際は、同年8月31日まで勤務しており、同年7月24日の従業員慰安旅行に参加した際の写真も残っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び当時の勤務実態に係る申立内容から、申立人がA株式会社に勤務していたことはいかがわれるが、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和36年1月26日であり、訂正の痕跡が無いこと、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことを確認できる。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 50 年 3 月から 51 年 10 月まで
②昭和 60 年 12 月 16 日から 61 年 7 月 11 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い等の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①については、厚生年金保険の第四種被保険者として任意継続していたのは、申立期間①の1回だけだったはずだが、社会保険事務所の記録では、昭和 60 年 12 月 16 日からとなっている。これは間違いなので訂正してほしい。申立期間②については、A株式会社のB営業所で勤務しており、当時、同営業所の事務員から社会保険の手続きが済んだ旨を聞いているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、厚生年金保険の第四種被保険者の届出を行い任意継続していると主張するところ、申立人本人が記入し、社会保険事務所が保管する第四種被保険者資格取得申出書により、申立期間ではなく、昭和 60 年 12 月 16 日付けで同資格を取得していることが確認できる。
- 2 申立期間②については、当時の勤務実態に係る申立人の申立内容により、申立人がA株式会社のB営業所に勤務していたことはいかがわれる

が、社会保険庁の記録により、A株式会社は、申立期間以降の平成 10 年 3 月 1 日から新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないことから、当該事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に解散しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 38 年 2 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、A株式会社に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたことはいかがわれるが、社会保険事務所が保管する被保険者原票により、申立期間における申立人の記録が無く、整理番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、当該事業所は既に全喪し、元事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ころから 36 年ころまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間はA株式会社に正社員として勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社（現在、株式会社B。）に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、株式会社Bでは、当時の関係資料を既に処分したとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 28 日から 36 年 1 月 6 日まで
申立期間は、A株式会社（現B株式会社。以下同じ。）に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の退職給与計算書及び社員カードから、申立人が昭和 34 年 8 月 1 日以降同社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間中に申立人の氏名は確認できない上、同名簿において健康保険証の番号に欠番も無い。

また、A株式会社では当時の関係資料を既に処分しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 19 日から 44 年 12 月 1 日まで
昭和 40 年 5 月から 44 年 11 月末まで、A 株式会社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、42 年 1 月 19 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 株式会社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、資格喪失日が昭和 42 年 1 月 19 日となっており、オンライン記録と一致している上、当該原票には申立人に係る健康保険被保険者証が 42 年 2 月 20 日返納と記載されていることが確認できる。

また、申立期間のうち昭和 42 年 3 月 21 日から同年 4 月 30 日の期間は、B 株式会社での雇用保険被保険者記録が確認できるうえ、申立期間に係る A 株式会社における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

このほか、法務局の登記記録によると A 株式会社は平成 6 年 11 月 4 日に閉鎖され、当時の事業主の所在も確認できないなど、申立内容に係る事実を確認する関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年3月まで
申立期間は、株式会社A工場（清算時は、B株式会社。以下同じ。）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、株式会社A工場に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の申立人の資格喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、同名簿において健康保険の番号の欠落も無い。

また、株式会社A工場は解散し、当時の事業主も既に他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月ころから 43 年 5 月ころまで
申立期間は、A株式会社かB業株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたとするA株式会社及びB株式会社について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

なお、申立人が同じ勤務形態で働いていたとする上司についても、社会保険庁のオンライン記録では、A株式会社及びB株式会社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険加入記録は無く、A株式会社は法務局において登記簿謄本は確認できず、B株式会社についても、既に解散しているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 18 日から 38 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、国民年金の加入期間になっているが、私は昭和 37 年 12 月頃から 38 年 12 月まで、A 区の株式会社 B 又は C 株式会社に勤務しており、その期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所での勤務に至る経緯や勤務状況について、具体的に述べており、その内容は、申立期間中勤務していたことをうかがわせるものである。また、元事業主の証言からも申立事業所に在籍していたことはうかがわれるものの、社会保険事務所が保管している申立事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 43 年 7 月 1 日であり、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことから、保険料の控除はなかったと推認される。

また、申立事業所に対する照会の結果では、申立人に係る人事記録や給与台帳等の保険料控除が確認できる資料は保存していないとしているほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月30日から27年2月まで
(有限会社A)
② 昭和27年4月から28年10月まで
(B業)

申立期間①については有限会社Aにて、給与の中から厚生年金保険料を事業主により控除されていた記憶がある。申立期間②については当時のB業(C県)で働いていた、年金は共済年金か厚生年金保険か分からないが入っていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が有限会社Aに在籍していたことは、同僚の証言によりうかがえるが、同事業所は、昭和27年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所とされていなかったことが社会保険庁の記録で確認できる。

また、事業主及び同僚も同日付けで厚生年金保険の被保険者として資格を取得している。

さらに、当該事業所は、昭和29年5月1日に全喪しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人の供述によると、申立人は、臨時雇用員であったとしていることからD組合に確認したところ、昭和38年9月7日付けの通達で同年10月1日から臨時雇用員を社会保険に加入させるよう指示しており、申立期間については厚生年金保険の被保険者としての申請を行っていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 10 日まで
申立期間は、A 県 B 市（当時）にあった有限会社 C に勤務していた。
当時同社で働いていた叔父の紹介により入った職場であり、住み込みで週 6 日、1 日 8 時間以上働いていた。怪我をして医者にかかったときに健康保険証を使った記憶がある。当該期間を厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において有限会社 C に勤務していたことは当時の同僚の証言によって推認される。

一方、有限会社 C は、平成 2 年 11 月 1 日に全喪しており、社員台帳等の資料も残っていないため、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について証言を得ることはできなかった。

また、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 51 年 12 月 1 日まで
昭和 44 年 2 月に親戚の紹介で A 病院に勤務した。その後 B 産院に移り、平成 4 年 11 月まで勤務した。しかし、昭和 44 年 2 月から 51 年 11 月まで厚生年金保険に未加入となっている。毎月 25 日に給与が支給され、厚生年金保険の保険料が控除されていた記憶がある。法人は、強制適用であるので申立てどおり記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 産院提出の労働者名簿及び元院長、同僚の証言により A 病院に勤務したのち、平成 4 年 11 月まで B 産院に勤務していたことが推認できるほか、申立人は、B 産院事務長として勤務しており、社会保険事務に携わっていたことがうかがえる。

また、同産院提出の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により申立人は、昭和 51 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるところ、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿の記載日と一致しており、同名簿には欠番も見当たらない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 31 日から 36 年 3 月 10 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。当該期間については、前の事業所を退職してすぐに(株) Aに入社している。したがって、1年2か月の空白はあり得ない。当事業所に入社時点で厚生年金被保険者証も提出しているので、調査の上、記録の訂正をして欲しい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は申立期間について(株) Aに社長専属の運転手(住込み)として勤務していたことは推認できる。しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無く、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認することができない。

また、当該事業所は昭和 39 年 5 月に全喪しており、当時の事業主の居所も不明であるため、事業主の証言を得ることができず、申立人の申立内容を確認できる関連資料および周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 20 日まで
昭和 33 年当時、月給が 2,000 円だったので大変だった。その頃会社より、本人が 100 円、会社が 200 円負担して厚生年金に加入するのでもんぱるように言われたことを覚えている。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた写真及び勤務内容等の詳細な記憶と、申立人が挙げている有限会社Aの家族の名前が閉鎖登記簿謄本の役員欄に記載されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、社会保険庁の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないため、申立人が申立期間において被保険者であったと確認することはできない。

また、申立期間に係る雇用保険の記録もない。

さらに、事業主とその家族は全員死亡しているうえ、申立人が記憶している同僚も死亡していたり特定不能であることから、申立てに係る申立事実について確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。